



IAIA
International Association
for Impact Assessment

この条約は、越境する大きな負の環境影響を回避/補償するため、提案された計画について国と国との間で協議するための法的枠組みと効果的な手続きを提供している

著者

Tea Aulavuo

和訳：浦郷昭子

FASTIPS

No. 21 | May 2020

越境影響の環境アセスメント条約

Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context

課題・根本概念・取り組み方 一般的な国際法の下、国境を越えて大きな影響を及ぼす可能性のある活動を計画する場合、いずれの国であってもEIAを実施しなければならない。1992年にリオ宣言の原則の一部として、すべての国連加盟国は「影響を受ける可能性のある国々に対し、前もって告知し、適切な情報」を提供し、「事業の早い段階からこれらの国々と誠意をもって協議する」義務を負うこととなった¹。

国際連合欧州経済委員会の越境影響の環境アセスメント条約(The United Nations Economic Commission for Europe (ECE) Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context: Espoo Convention)は、国と国との間のEIA手続きに関するスコープと内容に関する国際法的枠組みを提供している。

この条約は1991年にフィンランドのエスポー(Espoo)で採択された。1997年に発効し、2019年9月までにコーカサス、中央アジア、ヨーロッパ、北米、EUなど45の国と地域が加盟している。当初は一つの地域で用いられていた条約であるが、国連加盟国全体に拡大していった。

この条約は、予防的アプローチと回避原則に従い、重大な負の環境影響を回避/補償/モニタリングするため、事業計画の早い段階に懸念される負の環境影響を特定・検討することを求めている。この条約は、環境保全に大いに貢献し、環境関連法改善を導き、地域・経済活動の環境影響の評価の国際協力を後押しした。さらに、この条約は、関連機関との協議や住民参加を科しているため、計画と意思決定を行う際の情報の質・環境ガバナンス・透明性が向上し、国境を挟んでの緊張を抑えることにもなった。

この条約は以下のような手続きを示している。

- (a) 計画者(例えば、提案された活動を管轄する機関の属する条約加盟国)は、条約の付表1に記載されている大きな越境影響を及ぼす可能性のある活動リストを計画する場合、越境影響を受ける国に通告しなければならない。
- (b) 通告を受けた影響を受ける国は、アセスメントの手続きに参加するかどうかを表明する。もし、参加する場合は、お互いに必要な情報を提供し、影響を受ける国の人々のコメントや反対意見などを計画者に伝える。
- (c) 計画者はEIAレポートを作成し、自国の審査機関に提出する一方、影響を受ける国の市民にも公開し、コメントを求めなければならない。
- (d) 公開された文書を基に、代替案・ミティゲーション・モニタリングなどに対し、両国で協議しなければならない。

¹ Principle 19. Report of the United Nations Conference on Environment and Development, Rio de Janeiro, 3-14 June 1992, vol. I, Resolutions Adopted by the Conference, resolution 1, annex I (United Nations publication, Sales No. E.93.I.8 and corrigendum), resolution 1, annex I, principle 19. Available from <http://www.un.org/documents/ga/conf151/aconf15126-1annex1.htm>.

(e) 計画者は、EIAレポート・受け取ったコメント・協議の結果などを考慮しながら計画を最終化する。

(f) 計画者は最終化した計画と最終化までの経緯と根拠を影響を受ける国に伝える。

(g) 関心を持つ国は、事業開始後の分析をどの程度まで行うべきかを決めなければならない

2003年にキエフにて戦略的環境アセスメント(SEA)の手続きがこの条約に追加された。この手続きは2010年から発効し、欧州経済委員会非加盟国のにも公開されている。

より深く知るために読むもの

この条約に関するより詳細な情報はジュネーブにあるECEの条約事務局(eia.conv@un.org)に問い合わせるか、条約のWebページ(www.unece.org/env/eia/eia.html)を閲覧してください。

Webに掲載されている情報の一部には以下のようなものがあります。

(a) エスポー条約全文

(b) 批准状況

(c) 出版物 (以下のものを含む)

- エスポー条約を適用する際のガイダンス
- 越境EIAで住民参加を行うためのガイダンス

(d) 実行委員会の意見、条約に基づく遵守審査の事例と資料

(e) 国別報告と実施のレビュー

(f) 条約に基づく通告の様式

(g) 通告に関わる連絡先のリストと事務手続きの担当者

(h) 条約に基づく協定文書の概略

(i) 条約加盟国の会議で採択された事柄

(j) 会議、イベント、公式会議、能力強化イベント予定のカレンダー

Want to know more?

www.iaia.org > Resources > Publications > FasTips

IAIA\Publications\FasTips_21 Convention on EIA (May 2020)

Do you have a suggestion or a request for a FasTip on a different topic?

Contact Maria Partidário (mpartidario@gmail.com), FasTips Series Editor.

FasTips Task Force: Maria Partidário (Chair), Charlotte Bingham, Richard Fuggle, Peter Croal, Jos Arts, and Anita Mosby.

知るべき五つの重要なこと

1. この条約は、開始時点からずっと、開発計画を行う際の国と国との協議や協力を効果的に後押ししてきた。そして関係国は模範事例や、過去の実施経験から得た教訓を収集してきた。
2. この条約は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された持続可能な開発目標の達成に貢献することができる。
3. この条約に加盟する国には義務が伴うが、自国に負の影響を与える可能性のある他国の開発計画について、通知を受け協議をする権利を得ることができる。
4. 意思決定の際、国家主権が保持される。この条約は開発計画に対し、透明性・越境協議・懸念の共同申し立ての機会を提供するものの、影響を受ける国には拒否権がない。
5. 秘密保持が尊重される。工業的/商業的秘密や国家機密漏洩の恐れがある場合、参加国は情報を共有する必要がない。

実行すべき五つの重要なこと

1. 条約の参加国となることを検討するか、もしくは越境手続きを効果的に行うこと
2. 既存の法令を改訂して運用するか、新たな法令を策定することで、条約と自国の法制度との整合をとること
3. 自国の実務能力を十分に高めること。特に環境監督機関とEIA実務者の能力の向上が必要。意思決定者・計画策定者・一般市民にこの条約の利点を知らしめ、認知度を高めること。
4. 全ての代替案が採択可能な時期に、できるだけ早く、効果的な協議と住民参加を確実に行うこと。
5. 各国で異なる法令や影響評価のやり方を理解し・協力していくため、実務的な体制を組み、二国間/多国間協定を結び、共同組織を立ち上げること。